

令和2年4月20日

「新型コロナウイルス関連の感染症対策について」

(続報・「基本的対処方針」改定による通知変更、働く者等の感染予防・健康管理の強化)

4月17日、文部科学省の専修学校教育振興室から各都道府県等専修学校・各種学校担当に4点の通知・事務連絡などをメールにて送信し、それぞれ各学校等への周知を依頼しました。

それぞれ各学校等への周知の依頼内容は以下のとおりです。

1.【通知】専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（各都道府県等、各学校、生徒向け）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型インフルエンザ等対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）を改定しました。

今般の対処方針の改定により、各専門学校等における新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえた臨時休業等の考え方を示した令和2年4月7日付総合教育政策局長通知「専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」に所要の追補を行いました。

また、臨時休業の実施等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を講じる場合の留意事項についても、併せてとりまとめましたのでお知らせします。

各都道府県等は所管・所轄の専修学校に対して周知するようお願いいたします。なお、令和2年4月7日付総合教育政策局長通知「専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」は、本件通知をもって廃止します。

参考：研究活動を行っている教職員等は、別添の【参考資料：研究活動】のP8を参照ください。

2.【通知】新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの変更（各都道府県等、各高等専修学校、生徒向け）

上述の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定を受け、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」における「1. 臨時休業の実施に係る考え方について」に、新たに「(3) ②学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について」を追加しました。

都道府県等では、所管・所轄の高等課程を置く専修学校に対して周知するようお願いいたします。

3.【事前連絡】専門学校の学事日程調査（開校状況等）（専門学校向け）

恐縮ですが、専門学校（専門課程のみ）の学事日程調査（開校状況等）について、改めて月曜日に調査依頼を行います。過去2回、迅速な対応・協力、ありがとうございます。

木曜日を回答の一旦の〆切とし、調査することを考えています。登録フォームURLは改めて送付します。

4.【事務連絡】緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について（各都道府県等、各学校、教職員向け）

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言（令和2年4月7日付け）が発出され、昨日16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対象方針」について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正を行い、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、在宅勤務（テレワーク）の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促しています。

これに関して、本日17日、厚生労働省労働基準局長から労使団体を通じて参加団体・企業又は構成組織に対して感染予防等の強化の周知を行い、関係府省庁に対しても所管の団体等に職場での感染予防の取組促進の周知を求める通知を発出しています。

ついでには、各都道府県等では、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して周知をお願いします。

また、各専修学校及び各種学校では、別紙1の通知及び別紙2の厚生労働省労働基準局長から労使団体の長宛て協力依頼等を参考に、職場での感染予防、健康管理の強化に向けた取組を実施するようお願いします。

なお、学生生徒・教職員の感染者や濃厚接触者の情報（3月31日依頼）、休業情報（2月27日依頼）、専門学校の新学期開始状況等の調査（4月3日依頼）は、所轄庁である各都道府県等専修学校・各種学校担当あるいは専修学校教育振興室に連絡ください。

ただし、夜間や休日に緊急の情報提供・相談がある場合に限り、以下の専修学校教育振興室の公用携帯まで連絡ください。

x9j1d6k7f54dp6xfqw8z@docomo.ne.jp

070-4408-6855

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があります。

以上